# 技能実習生受入に関する留意事項及び育成就労制度への改正について

令和7年11月26日 外国人技能実習機構 熊本支所



## 技能実習生受入に関する留意事項

- 1 認定を受けた実習計画どおりの実習
- 2 人権侵害(暴力・暴言・ハラスメント等)行為の禁止
- 3 関係法令(労働関係・出入国関係)の 遵守

## 1 認定を受けた実習計画どおりの実習

- •受け入れのためには<u>実習計画の認定</u>を受ける必要がある。
- ・実習計画のとおりに実習を行う必要がある。 (作業内容、作業の場所、指導員の配置、労働条件、宿泊施設・設備など) 計画と異なることを行わせると、悪質な場合には<u>認</u>定の取消(技能実習の受け入れの停止)となることもある。
- 計画を変更する場合には事前の変更申請(軽微な変更の場合は事後の届出)を行わなければならない。

## 2 人権侵害(暴力・暴言ハラスメント等) 行為の禁止

- •雇用主だけでなく、指導を行う従業員も含めて徹底 する必要がある。
- 技能実習生との文化の違いなどにより、コミュニケーションとして行った行為が暴力やハラスメントと受け取られるケースがある。
- 親身になって接することに間違いはないが、雇用関係が根底にあることには注意が必要。

## 3 法令(労働関係・出入国関係等)の 遵守

- ・外国人を技能実習のために受け入れ、雇用していることから、労働関係法令(労働基準法など)や出入国関係法令に違反していないことは当然に必要とされる。
- ・実習実施者が関係法令違反により罰金刑以上の刑罰 を科されると、技能実習生を受け入れるための条件 を満たさなくなる。
- ※法令違反の内容が技能実習生に関係するかどうかを問わない。

## 検査へのご協力のお願い

外国人技能実習機構は、技能実習生を受け入れている会社や個人事業を訪問して、定期的又は臨時的に検査を行っております。

その際、予告なく訪問することもございますが、 可能な範囲で検査にご協力いただけますようお願い いたします。

# 育成就労制度への改正について

#### 育成就労制度の概要





令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する 法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます(育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。)。

#### 育成就労制度の 目的

「育成就労産業分野(育成就労制度の受入れ分野)」(※)において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号 水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。

(※) 特定産業分野(特定技能制度の受入れ分野)のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

#### 基本方針·

#### 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針を策定**する(策定に当たっては、有識者や労使団体 の会議体から意見を聴取)。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を** 設定し、これを**受入れの上限数として運用**する。

#### 育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする(育成就労計画には育成就労の期間(3年以内)、育成 就労の目標(業務、技能、日本語能力等)、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**)。

#### 監理支援機関の 許可制度

(育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや)育成就労が適正に実施されているかどうか監理 を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**(許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。)。

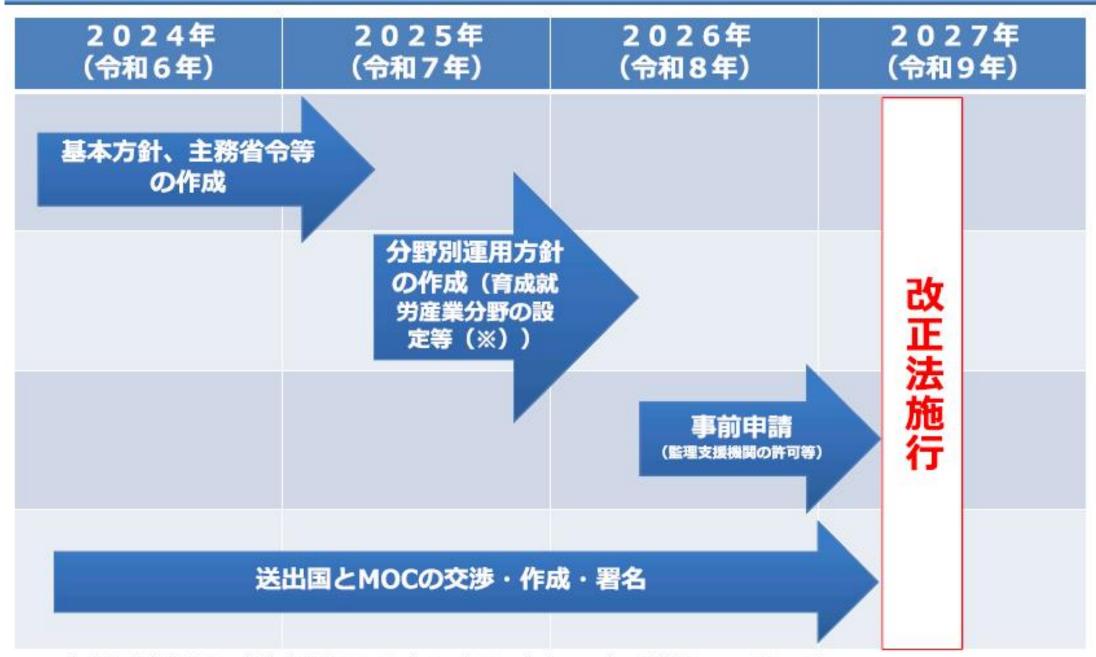
#### 適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と**二国間取決め(MOC)の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など**、送出し の適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

#### 施行までのスケジュール(予定)





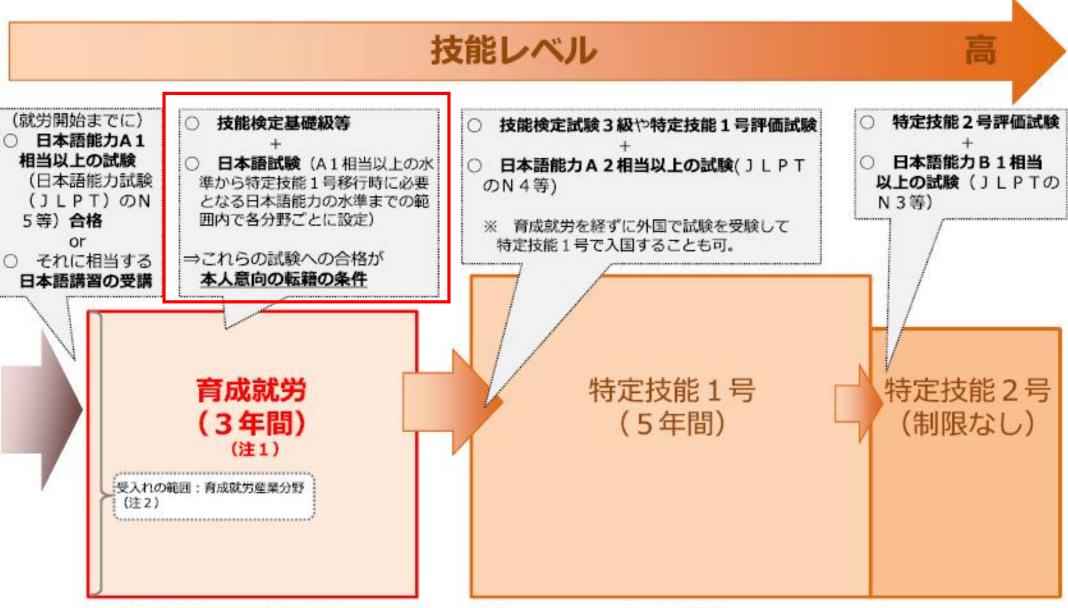


育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

#### 育成就労制度及び特定技能制度のイメージ







(注1)特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2)育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、<u>国内での</u> 育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

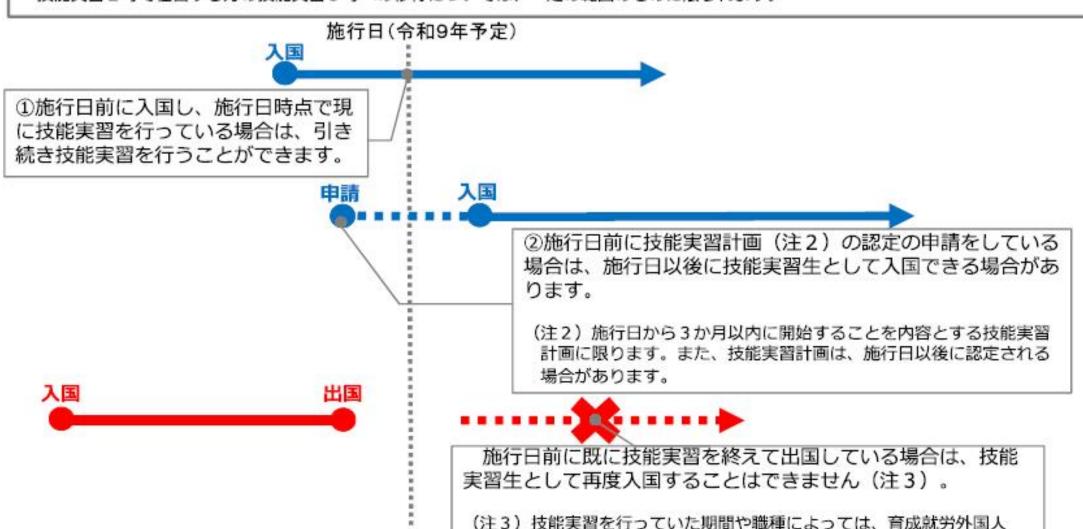
#### 技能実習に関する経過措置のイメージ





下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行う**ことができます(注 1 )。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

(注1)施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で 技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

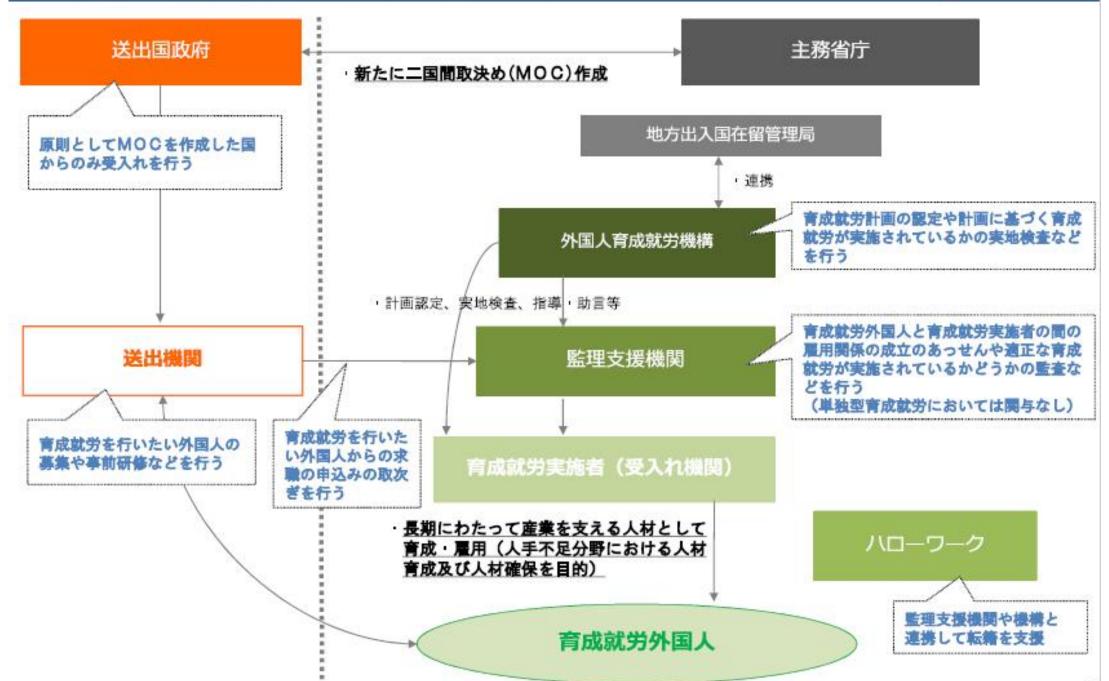


として再度入国することができる場合があります。

#### 育成就労制度の関係機関のイメージ







ご清聴ありがとうございました。